

# 平成27年 特許法等の改正情報

2015年7月10日  
Rita特許事務所  
野中 剛

## 1.1 職務発明制度

### 職務発明は、法人帰属が原則

- ・従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、**その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する(特35条③)**

## 1.2 職務発明制度

従業者等は、相当の利益を受ける権利取得

(改正前は、“相当の対価”)

- ・従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第34条の2②の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、**相当の金銭その他の経済上の利益(相当の利益)**を受ける権利を有する(特35条④)

## 1.3 職務発明制度

### 法人と発明者の間でのインセンティブ決定手続の ガイドライン策定を法定化

- ・経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、特35条⑤の規定により考慮すべき状況に関する事項についての指針を定め、これを公表するものとする(特35条⑥)

## 2.1 出願人・権利者の救済措置

### 期間延長の請求

- ・特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる(特5条①)
- ・特5条①の規定による期間の延長(経済産業省令で定める期間に係るものに限る。)は、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、請求することができる(特5条③)

## 2.2 出願人・権利者の救済措置

### 翻訳文提出期間経過時の救済

- ・特許庁長官は、特36条の2②本文に規定する期間（同項ただし書の規定により外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を提出することができるときは、同項ただし書に規定する期間内に同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文の提出がなかったときは、外国語書面出願の出願人に対し、その旨を通知しなければならない（特36条の2③）
- ・特36条の2③の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、特36条の2②に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる（特36条の2④）

## 2.3 出願人・権利者の救済措置

### 出願時の特例に関する

#### 証明書提出期間経過時の救済

- ・証明書を提出する者が商9条2項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その証明書を特許庁長官に提出することができる(商9条③)

2016年7月10日までに施行

平成27年 改正情報

## 3.1 特許料/商標登録料の改正

### 特許料引き下げ(特107条)

	平成27年改正後	改正前
第1年 ～第3年	2,100円 + 200円 × 請求項数	2,300円 + 200円 × 請求項数
第4年 ～第6年	6,400円 + 500円 × 請求項数	7,000円 + 500円 × 請求項数
第7年 ～第9年	19,300円 + 1,500円 × 請求項数	21,400円 + 1,500円 × 請求項数
第10年 以降	55,400円 + 4,300円 × 請求項数	61,600円 + 4,800円 × 請求項数



2016年7月10日までに施行

平成27年 改正情報

## 3.2 特許料/商標登録料の改正

### 商標登録料/更新料引き下げ(商40条)

	平成27年改正後	改正前
商標 登録料	28,200円 × 区分数	37,600円 × 区分数
更新 登録料	38,800円 × 区分数	48,500円 × 区分数

2016年7月10日までに施行

平成27年 改正情報

## 3.3 特許料/商標登録料の改正

### 国際出願調査手数料改正（国願法18条②）

#### 改正後

特許庁が国際調査をする 国際出願をする者	イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合	14.3万円	条約第3条(4)(iv)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
	ロ 明細書及び請求の範囲が第3条第1項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合	22.1万円	
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者		1.3万円	条約第3条(4)(iv)の手数料のうち、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
国際予備審査の請求をする者	イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合	4.8万円	条約第31条(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
	ロ 明細書及び請求の範囲が第3条第1項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合	7.7万円	

#### 改正前

特許庁が国際調査をする国際出願をする者	11万円	条約第3条(4)(iv)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	1.3万円	条約第3条(4)(iv)の手数料のうち、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
国際予備審査の請求をする者	3.6万円	条約第31条(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額

## 4 特許出願の日 新設

### 特許出願の日の認定制度新設

・特許庁長官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特許出願に係る願書を提出した日を特許出願の日として認定しなければならない(特38条の2①)

1号 特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。

2号 特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。

3号 明細書が添付されていないとき。

補完命令・手続補完書提出・

特許出願は、手続補完書提出したときと擬制